

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年9月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 謙		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	統括主査	宮田 隆志
主任主査	北野 研吾	書記	渋田 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

6番	澤野 敏久	7番	寺澤 克己
----	-------	----	-------

副議長

それでは議案一覧表に基づき、第41号議案から第44号議案を上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

では説明をさせていただきます。議案書1ページをご覧ください。第41号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

①譲受人は、[REDACTED]で水田と畠を所有しており、申請地は自宅にほど近いため、耕作するのに都合がよいと考えています。譲渡人も譲渡人からの強い希望を受けて、所有権の移転を承諾したため、本申請をすることとなりました。

譲受人は兼業ですが農業歴は20年あり、妻も10年、子も5年の農業経験があります。また、農地の下限面積も満たしており、農業用機械についても、トラクター、田植え機、バインダーなど必要な機械を所有していますので、許可相当と見込まれます。

議案書3ページをご覧ください。第42号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

①借り人は[REDACTED]に本社をおき、愛知県内に飲食店を展開する法人です。犬山市においてもフランチャイズ契約で[REDACTED]の出店を計画しております。申請地は、市街地から近く県道[REDACTED]沿いで往来する人々の利用が見込めるところから本申請となりました。汚水・雑排水は下水道へ接続、雨水は側溝、集水溝で集水し、東側水路へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑨番、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の医

療施設が存する区域にある農地で、第3種農地に該当し、許可基準は裏面右側⑩番エー(イ)、許可することができるに該当します。

【議案説明】

②申請土地の周辺は市街化調整区域であり、都市計画法で、市が条例で定めた特定の地域を除いて、共同住宅の立地は制限されている場所です。

このことについて、本日机上にお配りしました別紙の参考資料をご覧ください。通常、市街化調整区域では分家住宅など限られたもの以外の住宅等の立地が制限されていますが、都市計画法第34条第11号に基づいて自治体が条例で地域を定めた場合、立地が緩和されて分家住宅以外の住宅も建築が可能となります。

犬山市でも、人口の減少や少子高齢化が進む中で、既存の集落やコミュニティーの人口維持・定着を目的として、条例により富岡地区と塔野地地区の一部の地域が、本年4月1日からこの対象となりました。対象地域は参考資料の②と③の赤線で囲まれた地域です。本件もこの地域に該当するものです。

借人 [REDACTED] に居住して不動産業を営んでおり、[REDACTED] より程近く住宅として需要が見込まれるため、子である貸人より土地を借り受けて共同住宅を建築することを計画しました。

申請土地の周囲は、西側が宅地、南側が道路、北側と東側が貸人所有の畠となっており、コンクリートブロックで土留めをして土砂の流出を防ぎます。また、汚水は合併浄化層により処理し、雨水は宅内集水枡で集水して南側道路側溝へ放水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑩番エー(ア) - a - (b) で、駅から概ね300m以内の区域にある農地に該当します。許可基準は右側の36番エー(イ)で、許可することができるに該当します。

【議案説明】

③ 請受人は [REDACTED] で金属表面加工処理業を営む法人で、業績は堅調に推移しています。取引先の [REDACTED] や [REDACTED] が来年からプラントを建設することより、受注の増加が決定し現状の工場では広さが不足することとなったため、現在の駐車場スペースを資材等の置き場とし、新たに隣地である申請土地を駐車場とすることを計画しました。

申請土地の西側は現在の駐車場、北側と東側は道路、南側は田となってますが、擁壁、コンクリートブロックで土留めをして土砂の流出を防ぎます。汚水の排出はありません。雨水は砂利敷により自然浸透で処理をします。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側②番イー(ア) - a で、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内ある農地に該当します。許可基準は右側の 10 番イー(イ) - c - (e) で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書の 6 ページをご覧ください。第 43 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。7 ページをご覧ください。今月の案件は、7 件です。1 番から 3 番が中間管理機構による利用権設定で、1 番は犬山地区、2 番と 3 番は城東地区の案件となります。4 番から 7 番は相対での利用権設定で、楽田地区の案件となります。

なお、4 番から 7 番は、前年度に今回の借人である [REDACTED] 氏の夫である [REDACTED] が利用権設定を行った土地ですが、[REDACTED] 氏が職場を退職して収入のない状態で農業を行うことを断念し、妻の [REDACTED] 氏が利用権を設定してブルーベリーの栽培を行う計画をしています。[REDACTED] は現在公務員あるため、[REDACTED] 氏が事業に関わる場合、公務員の副業禁止にあたる可能性が考えられるため、別紙の誓約書を添付しております。

事務局からも [REDACTED] へ確認をとり、「国家公務員が副業については、農業、観光農園のケースでは、妻の事業にどの程度関わっているかによるが、収入が発生しない程度であれば、申請はしなくてよいと考えられる。」との聞き取りをしており、収入に関わるようであれば退職するとしており、誓約書のとおり実行されれば事務手続きとしては問題がないと考えています。

続いて議案書の10ページをご覧ください。第44号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画の素案提出についてです。こちらは先ほどの第43号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように扱い手に配分するかを示した計画です。

1番が [REDACTED] 氏

2番と3番が [REDACTED] 氏です。

副議長

ただいま事務局から、第41号議案から第44号議案までの説明がありましたが、これについて、質問・意見はありませんか。

松山会長

じゃあ、私から質問ですが、ここは昨年から夫の [REDACTED] さんが、利用権を設定するということで、やっていたところ。今回9月の議案で上がってきてているが、夫が合意解約を提出したのはいつで妻の利用権の申出はいつなのか。

また、職場の関係でまずいということで、申請者を妻に変えて申請するということだが、本当に妻がやっていくのか。

誓約書を提出しているが、これは今回申請する妻のものではなくて、夫のものがついている。筋が違うのではないか。議案の説明も夫についての説明であって、申請者である妻についての説明がされていない。きちんと筋をたてて説明をするべきではないか。

事務局 松山会長のご質問にお答えします。夫の [] 氏の合意解約届は8月1日付となっており、妻の [] 氏の利用権の申出は9月9日付で提出がされています。

議案の説明については、過去の経緯を説明するため、夫の [] 氏について話しましたが、ご指摘のとおり [] 氏の案件であり説明不足があり申し訳ありません。

松山会長 利用権の書類は、もっと前に面談したときには、あったと思う。夫の合意解約前に、妻の利用権の書類が出されて面談を行ったのではないか。この点を知るためにフローチャートの作成を事務局に依頼していたが、ずっともらえずに今回やっと出てきた。手続きの順番がおかしいのではないか。

事務局 松山会長の質問にお答えします。妻の [] 氏の利用権設定の申出については、最終的に書類が整って提出されたのは9月9日となります。書類の記載等に不備があったため、受付をせず預かりとなっていました。

松山会長 本来はまず夫の合意解約が終わってから、利用権の手続きに入るべきで処理の流れがおかしい。一つ一つ順をおってクリアしていくべきではないのか。このような状況では審議が難しい。せめて今回の総会ではなく次回に再度慎重に審議と行うことにするべきではないかと思う。

伊藤委員 この場所は去年からいろいろあって、申請者がころころ変わることではやっていけるのか。ただ、最終的には認めざるをえないのか。ここで農業をやっていこうという芽をつぶしたいわけではないので、苦渋の決断だがやむを得ず認めざるを得ないのではないかと思う。

小澤委員 来月総会で審議すべき。

副議長 他に質問・意見はございませんか。なければここで地区審議をお願いします。

午後3時30分 地区審議

午後3時40分 開議

議長 それでは、総会を再開します。第41号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

小澤委員 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第41号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。続いて第42号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

高木委員 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、城東地区お願いします。

小澤委員 2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、楽田地区お願いします。

伊藤委員 3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第42号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。続いて第43号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

議長 1番について、犬山地区お願いします。

高木委員 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番と3番について、城東地区お願いします。

小澤委員 2番と3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 4番から7番について、楽田地区お願いします。

伊藤委員 4番から7番については、今回いろいろと話があったがそういった問題をクリアすることを条件として、やむを得ず可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第43号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。続いて第44号議案に入りますが、本議案には高木委員、寺澤委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、しばらくの間ご退席をお願いします。

【高木委員、寺澤委員退席】

議長

続いて第44号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について、意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

高木委員

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

2番と3番について、城東地区お願いします。

小澤委員

2番と3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第44号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。高木委員、寺澤委員は席へお戻りください。

【高木委員、寺澤委員着席】

議長 続いて報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局 報告します。議案書の13ページをご覧ください。報告第15号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は2件です。

議案書の15ページをご覧ください。報告第16号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は4件です。4件です。

議長 報告について、ご質問などありましたらお話ください。何もないようですので、報告は終了しました。これで本日予定しました案件は全て終了しました。これをもって本日の会議は終わらせさせていただきます。

